

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付借入申込書

【記入例】

- 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
- 借入申込みにあたっての留意事項
- 記入した個人情報について
- 貴社会福祉協議会が、貸付等の関係機関に照会し、
- 私は現在、自己破産等の
- 本貸付金を事業の運転資金
- 私以外の世帯の者は、本
- 私及び私の世帯
- 私は、貴協議会
- 私は現在、生活
- 貸付審査の結果

次に該当する世帯員がいる場合は「特記事項」のいずれかに「○」を付けてください
 ア 世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 イ 世帯員に要介護者がいるとき
 ウ 世帯にウまたはエの子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 オ 風症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 カ 世帯員に個人事業主がいること等のため、収入減により生活に要する費用が不足するとき

同意のうえで「✓」をご記入ください
 ひとつでも該当しないものがあれば対象となりません

入期間中においても暴力団員にはなりません。
 団員該当性情報の提供を求めることに同意します。

「償還期間」とは償還（返済）を行う期間です

「据置期間」とは償還（返済）が猶予される期間です

必ず自筆の署名をお願いします

熊本 一郎

受付年月日 令和 年 月 日

記入年月日 令和 3 年 1 月 13 日

申込金額	20 万円	据置期間 (12か月以内)	1 2 か月	償還期間 (24か月以内)	2 4 か月	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 一括
------	-------	---------------	--------	---------------	--------	------	---

20万円又は10万円のいずれかをご記入ください

クマモト イチロウ

熊本 一郎



性別 男 女

生年月日 大正 昭和 平成 49 年 1 月 1 日 (満 47 歳)

〒0-0808) クマモトシ チュウオウク テトリホンチョウ 1-1 シエイジュウタクアトウ101ゴウ

フリガナ住所	熊本市中央区手取本町1-1 市営住宅A棟101号	自宅電話	0000-00-000
		携帯電話	000-0000-000

勤務先等名称	飲食店くまもと	勤務先等住所	熊本市東区東本町16-30 電話 096-367-0000
--------	---------	--------	----------------------------------

借入申込者の世帯状況	フリガナ	性別	年齢	生年月日	勤務先・学校名	特記事項 (感染罹患者、要介護者、学校休校等)
	1	クマモト イチロウ	夫	44	大正 昭和 令和 51 1 30	〇〇ホテルパート
2	クマモト 桃子	妻	44	大正 昭和 令和 51 1 30	〇〇ホテルパート	ア 罹患者等 イ 要介護者 ウ 学校休校の子の世話 エ 感染の恐れある子の世話 オ 個人事業主
3	クマモト タロウ	子	9	大正 昭和 令和 24 1 8	熊本小3年生	ア 罹患者等 イ 要介護者 ウ 学校休校の子の世話 エ 感染の恐れある子の世話 オ 個人事業主
4	クマモト ハナコ	母	81	大正 昭和 令和 15 1 13	無職	ア 罹患者等 イ 要介護者 ウ 学校休校の子の世話 エ 感染の恐れある子の世話 オ 個人事業主
その他 名						

借入申込者と同じ名義の口座をご記入ください

貸付金振込先	金融機関	白川銀行	支店名	熊本支店	預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	1234567	口座名義人(カタカナ)	クマモト イチロウ		

本特例貸付を初めて借りる場合は「ア」に、上限額以内で一度借りており、更に借りる場合は「イ」に「✓」をご記入ください

今後10万円を超える資金需要があるため

本特例貸付の利用実績

ア 今回 イ すでに

特記事項のアからオのいずれにも該当しないが10万円を超える貸付けを希望する場合は「✓」をご記入ください

外国人の方で在留期間が1年以内の方

在留期間

在留期間が1年以内の方で、在留期間延長の予定がある場合は、「✓」をご記入ください

※本借入申込書記載の内容について、確認のため

【記入例】

生活福祉資金(緊急小口資金) 記入しないでください

借 用 書

借入申込書でお申込みの
金額を御記入ください

熊本県社協記入欄 令和 年 月 日


借 用 金 額 20 万円

生活福祉資金福祉資金（緊急小口資金）特例貸付貸付金として上記金額を借用いたしました。
 ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、
 下記の条件により相違なく償還いたします。

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会会長 殿

(借入申込者記入欄)

太枠内を自筆と押印をお
願います

住 所	熊本市中央区手取本町1-1 市営住宅A棟101号
氏 名	熊本一郎 
生年月日	大正 昭和 平成 49 年 1 月 1 日生

(社協記入欄)

地 区	年 度	資 金	貸付コード	受付番号
000	20	KA		市町村社協
貸付金の 受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。			
貸付金の 償 還	据置期間	12か月		
	償還期間	24か月		
	償還方法	<input checked="" type="checkbox"/> 月賦償還 <input type="checkbox"/> 一括償還		
延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の滞納元金につき年3.0パーセントの延滞利子を徴収します。			

【留意事項】

- 1 上記の太枠内は申込者本人が記入してください。
- 2 据置期間は、送金日以降の16日から開始となります。
- 3 償還期間は、据置期間完了の日の翌日から開始となります。
- 4 繰上償還を希望される場合は、熊本県社会福祉協議会へ御連絡ください。

※必ず借用書の裏面に印刷してください。

【様式2 裏面】

【記入例】

生活福祉資金に関する重要事項説明書（緊急小口資金特例貸付用）

◆本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

生活福祉資金に関する告知事項

（貸付金の交付について）

1 熊本県社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」を「社協」という。）は、貸付決定し、借入申込者から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付します。

（管理システムへの登録と信用情報の回答について）

2 借受人が県外に転出した場合、全国社協の管理システムに県外転出者として生活福祉資金貸付に関する情報を登録します。また、他の都道府県社協から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等必要な情報に関し、信用情報を提供します。

（民生委員への通知について）

3 借入申込の結果について、借入申込者の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

（延滞利子について）

4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の滞納元金につき年3.0パーセントの率をもって延滞利子を徴収します。

（督促について）

5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、熊本県社協又は市町村社協が借受人に対して督促を行います。また、滞納が継続するときは、熊本県社協又は市町村社協が家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

（救済制度について）

6 熊本県社協会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

（合意裁判所について）

7 借受人と熊本県社協の間で訴訟の必要が生じた場合には、熊本県社協の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込者又は借受人からの苦情に対して対応するため、次のとおり受付窓口を設置しています。

(1) 熊本県社協の苦情受付窓口 担当：熊本県社協 福祉資金課 電話096(324)5475

(2) 福祉サービス運営適正化委員会
熊本県社協へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。
熊本県福祉サービス運営適正化委員会 電話096(324)5471

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱及び要領等で規定される事項）を厳守しなければならない。

1 本決定通知書に定められた償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 氏名に変更があったとき
- (2) 住所を変更したとき。
- (3) 破産又は民事再生手続き等の債務整理を開始したとき又は死亡したとき。
- (4) 天災又は火災その他重大な災害を受けたとき。

3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めらるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の用途をみだりに変更した場合。
- (2) 虚偽の借入申請書提出した場合。
- (3) 故意に償還金を滞りなく支払わない場合。
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

記入日を書いてください

必ず自筆の署名と押印をお願いします

上記の事項について、すべての内容を了承しました。

令和 3 年 1 月 13 日

借入申込者（借受人） 住所 熊本市中央区手取本町1-1 市学住宅A棟101号

氏名 熊本 一郎

氏名 肥後 花子

郵送の際は記入しません
窓口では市町村社協の受付
担当者が氏名を記入します

（ ）を保有し、本体はお住いの市町村社会福祉協議会に提出（郵送）してください。市町村社会福祉協議会は副本（コピー）を保有し、本体を熊本県社会福祉協議会に提出します。

【記入例】

収入の減少状況に関する申立書

熊本県社会福祉協議会 会長 殿

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。

勤務先名称及び職業（自営業の場合は屋号等）	飲食店くまもと 飲食業
勤務先等所在地	〒862-0901 熊本市東区東町16-31 TEL 096（367）0000
減少前の収入	令和2年2月時の月額所得（手取り）は、約28万円でした。
減少後の収入	令和2年9月時の月額所得（手取り）は、約11万円でした。
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来客数が減少したことによる減少

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。
減少の理由には、分かる範囲での減少の理由をご記入ください。

令和3年1月13日

（借入申込者） 住所 熊本市中央区手取本町1-1
市営住宅A棟101号

氏名 熊本一郎 

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。